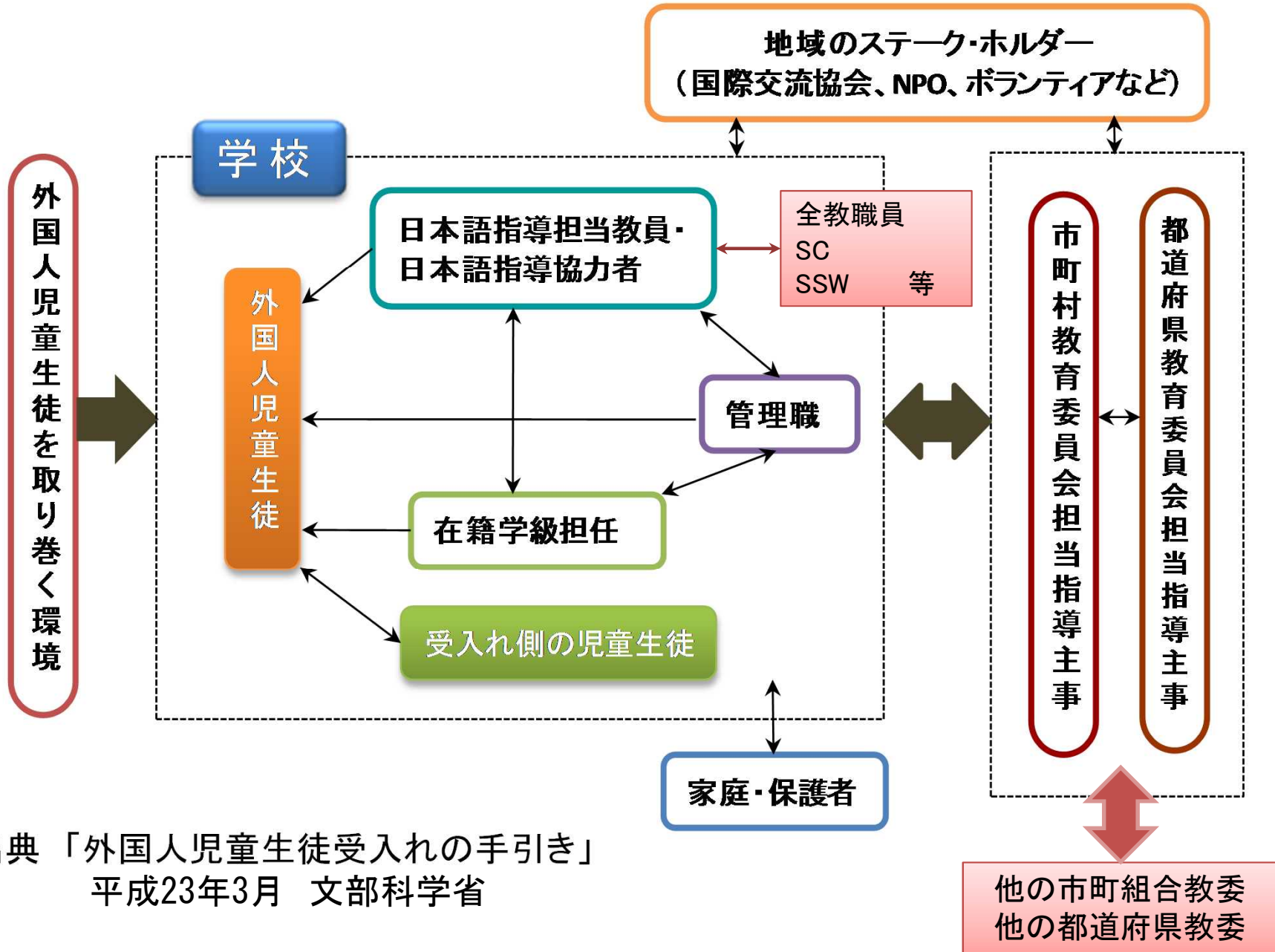


外国人児童生徒等に対する日本語指導体制の
整備に関する参考資料

外国人児童生徒等受入れ体制の概念図



出典 「外国人児童生徒受入れの手引き」
平成23年3月 文部科学省

自治体における日本語指導担当教員の配置状況の例(A県)

1 日本語指導担当教員 1人当たりの指導人数

学校種	要日本語指導児童生徒数 a	日本語指導担当教員数 b	日本語指導担当教員1人当たりの児童数 a/b
小学校	6,374人	303人	21.0人
中学校	2,162人	143人	15.1人

2 日本語指導が必要な児童生徒数と日本語指導担当教員数

【小学校】

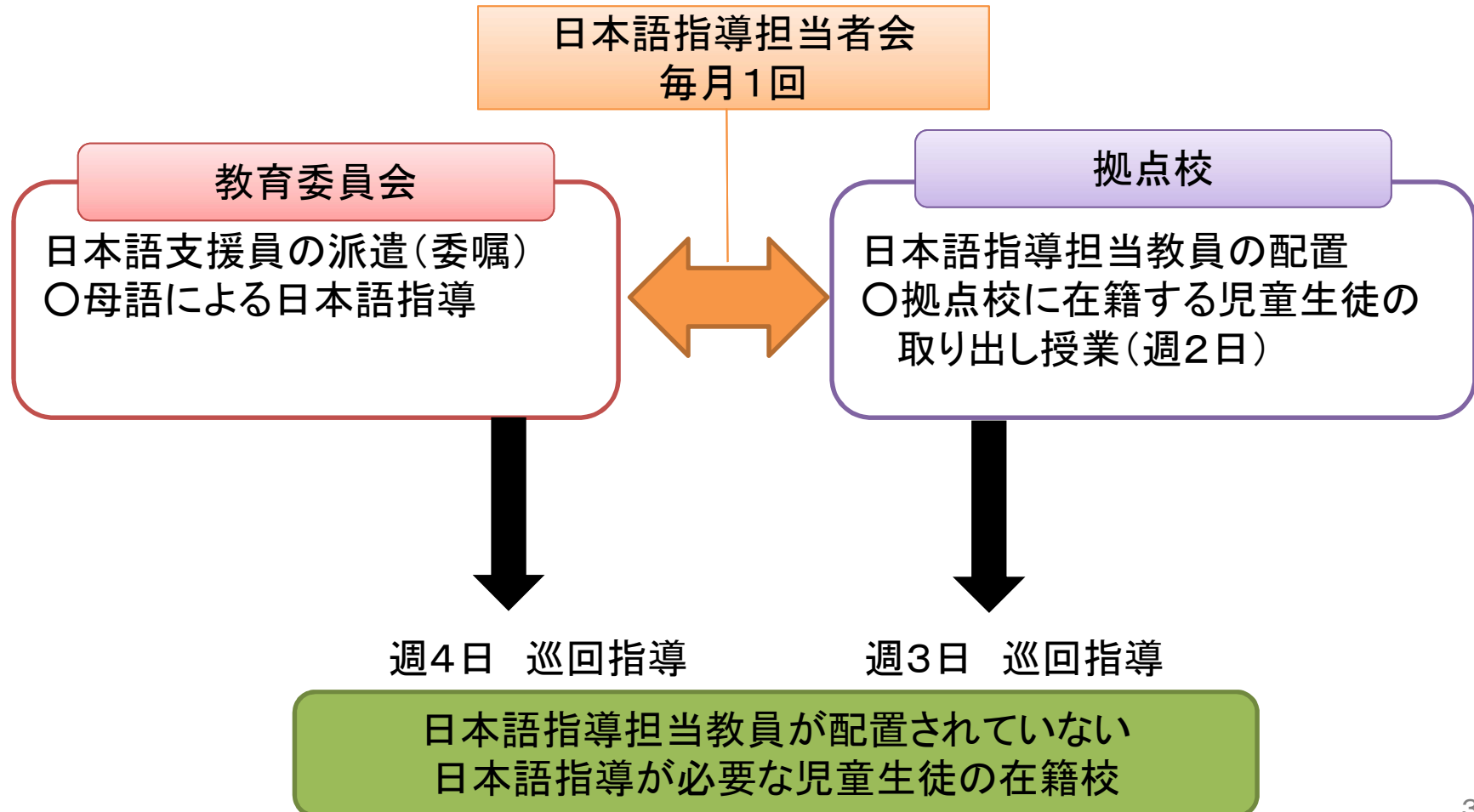
自治体あたり要日本語指導児童数 c	自治体あたり日本語指導担当教員数 d	自治体数 e	在籍校数 f	担当教員1人当たりの児童数 c/d
0人		9		
10人未満	0.11人	9	19	33人
10人以上 30人未満	1人	9	42	20.5人
30人以上 60人未満	2.3人	6	46	22.1人
60人以上 100人未満	3.5人	6	59	21.9人
100人以上 200人未満	6.7人	7	72	20.8人
200人以上	26.4人	8	301	20.9人

【中学校】

自治体あたり要日本語指導生徒数 g	自治体あたり日本語指導担当教員数 h	自治体数 i	在籍校数 j	担当教員1人当たりの生徒数 g/h
0人		7		
10人未満	0人	19	35	
10人以上 50人未満	1.4人	18	82	19.6人
50人以上 100人未満	5.2人	6	35	13.7人
100人以上 200人未満	12人	1	15	14.4人
200人以上	25人	3	89	13.5人

日本語指導体制 実施例 1

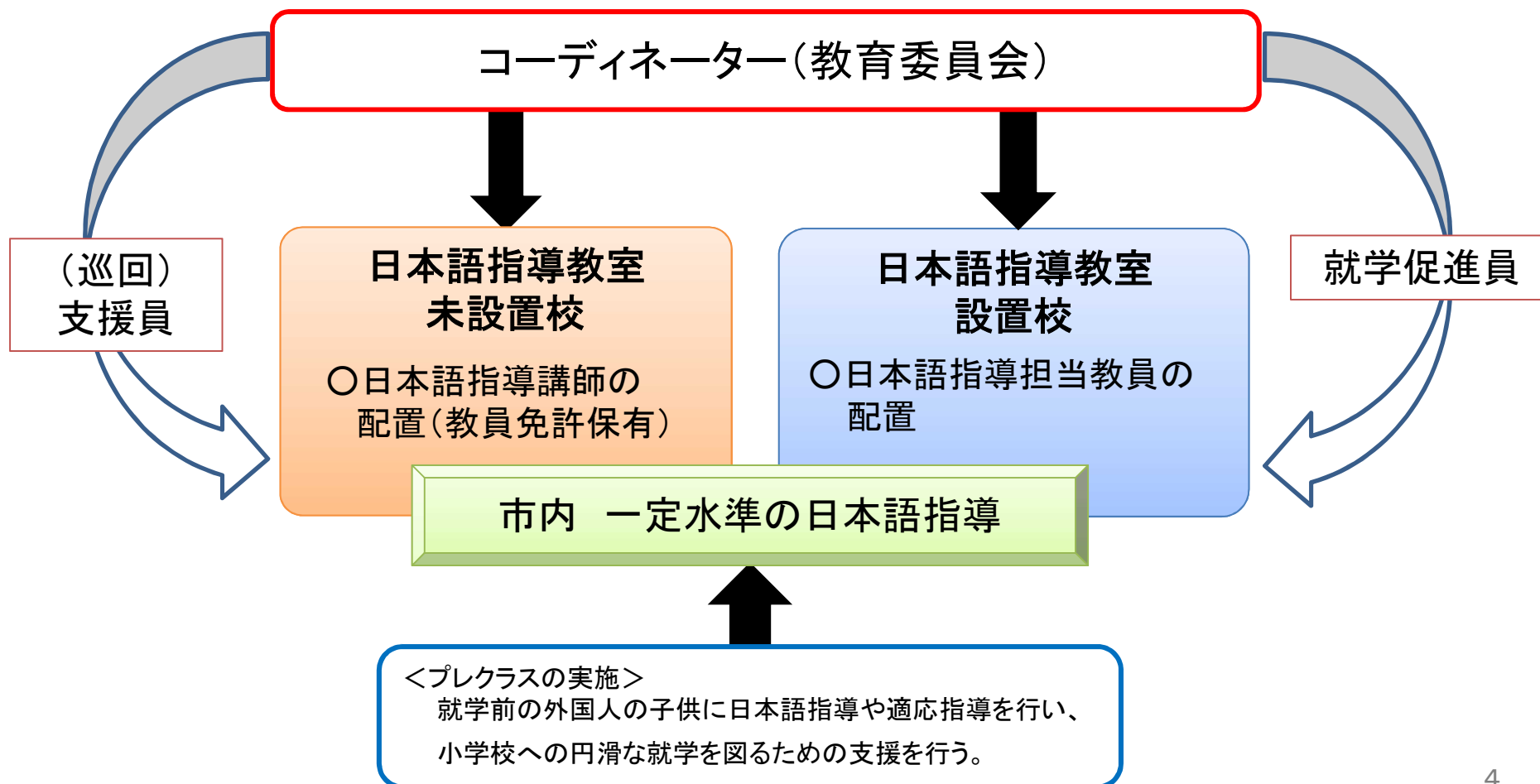
- ・ 拠点校に設置された日本語指導担当教員による日本語指導と教育委員会が委嘱する支援員によりサポートする事例



日本語指導体制 実施例 2

- ・教育委員会に配置されたコーディネーターが各学校に指導を行うとともに、各学校の体制に応じて支援員等を派遣する事例

※補助事業実施自治体の実践より



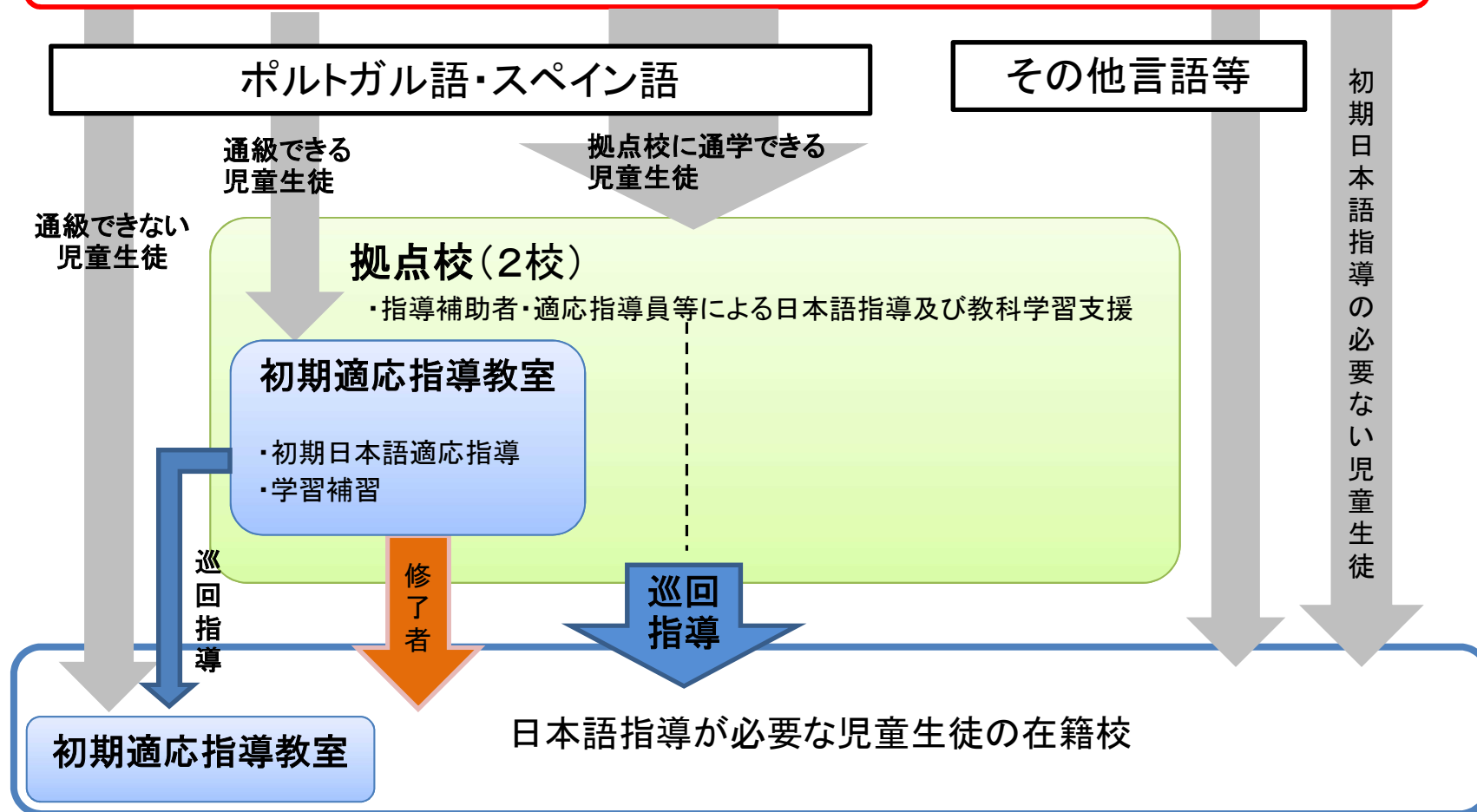
日本語指導体制 実施例 3

- ・ 初期適応指導を中心とした拠点校を設置する事例

※補助事業実施自治体の実践より

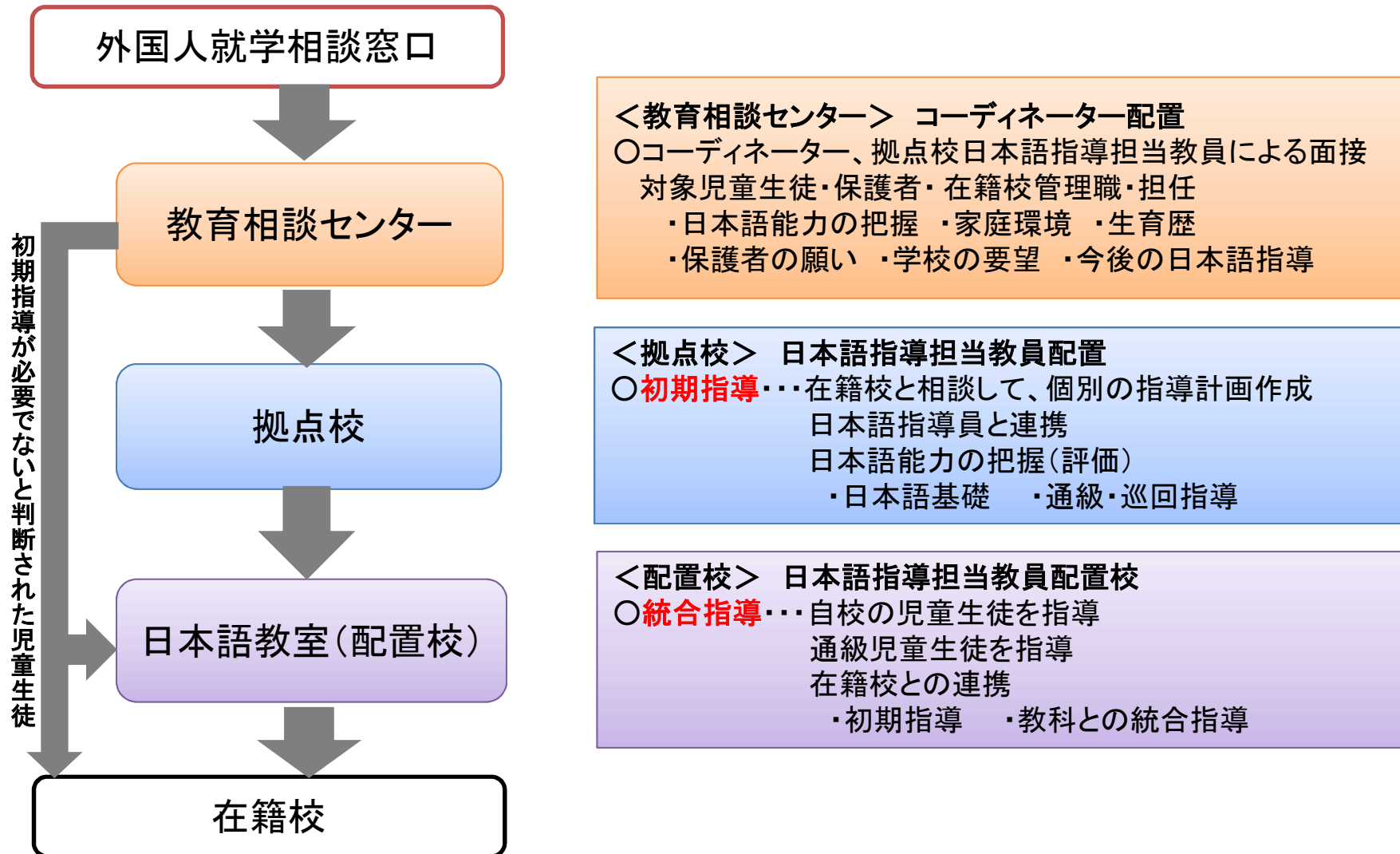
外国人就学相談窓口

教育委員会・就学促進相談員による就学相談の実施



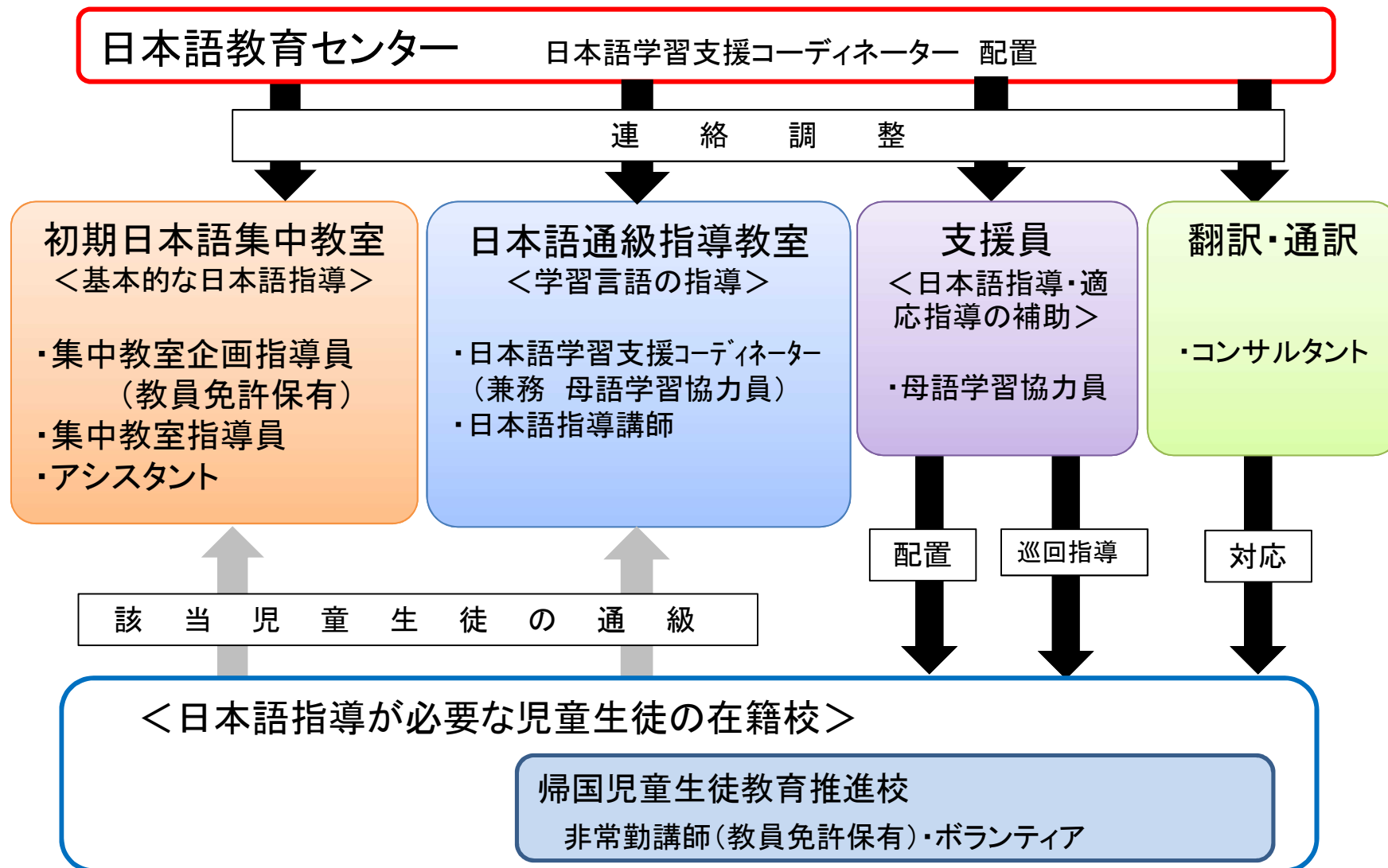
日本語指導体制 実施例 4

・ 児童生徒の学習ステージに応じた初期指導・統合指導の拠点校等設置の事例



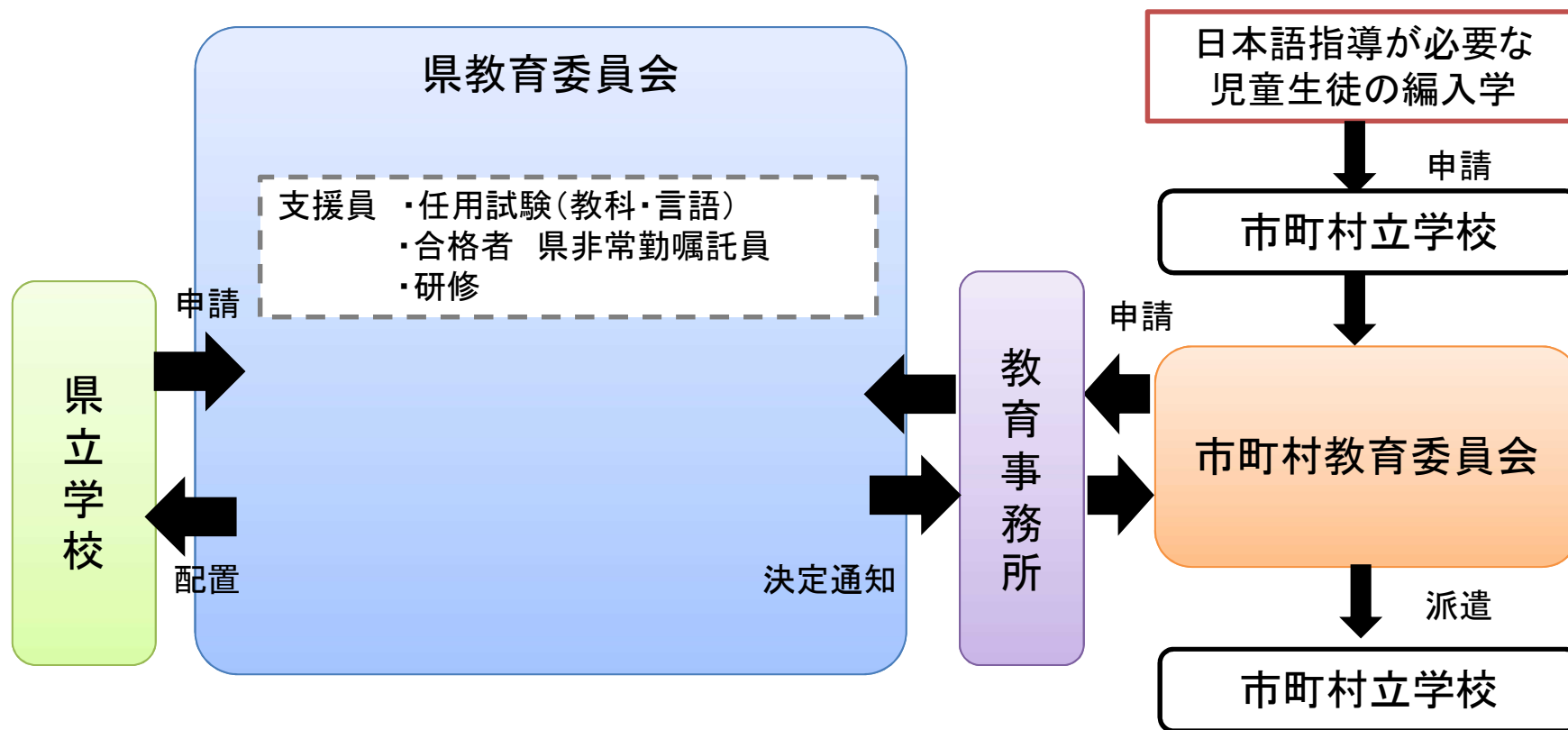
日本語指導体制 実施例 5

- ・ 児童生徒のニーズに応じた様々な日本語指導メニューの提供について
コーディネートを行うセンターを設置する事例 ※補助事業実施自治体の実践より



日本語指導体制 実施例 6

- ・ 県教育委員会が県内市町村教育委員会へ支援員の派遣をコーディネートする事例



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成27年度予算額：211百万円(前年度予算額：100百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市等)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象：都道府県・指定都市・中核市
支援対象：公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現状

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・初等中等段階からのグローバル人材の育成

課題

- ・個の実態に応じた日本語指導
- ・散在地域の受入れ・支援体制整備
- ・帰国児童生徒の個性と特性を生かした教育の推進

事業実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語指導の充実

- (必須)「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成

義務教育への就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備

- センター校の設置
- 域内の公立学校への巡回指導の実施
- 地域全体で取組を推進するための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域への指導・支援体制の充実

進路保証

- 域内の高校やハローワーク等との連携による進路ガイダンスの開催
- 高校での支援員による進路相談

※各地域の取組の実践交流※
担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載等

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

II 定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象：都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)
支援対象：不就学の外国人の子供

現状

- ・外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
- ・定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

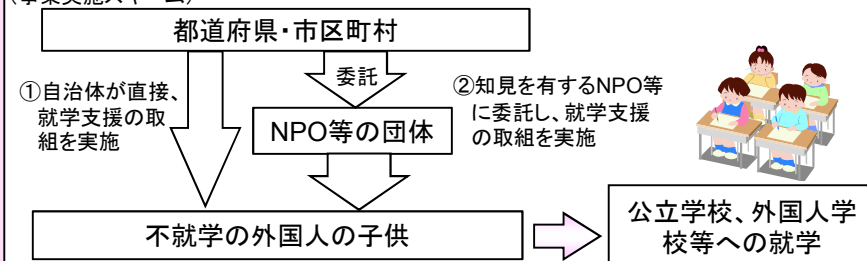
課題

- ・学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- ・子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施等

事業内容

- 目的:不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補
- 取組(例):
 - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
 - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - ・日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流等

(事業実施スキーム)



(参考)

- 「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議)
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにすること」を、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。(中略)このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。
- 「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成26年8月 多文化共生推進協議会)
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

学校外における不就学の外国人の子供の就学支援体制の整備

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

<平成27年度実施自治体 一覧 53地域>

○9府県(27区市)

実施主体	間接補助による実施主体
(群馬県教育委員会)	太田市教育委員会
静岡県教育委員会	
岐阜県教育委員会	可児市教育委員会
愛知県教育委員会	
(三重県教育委員会)	桑名市教育委員会
	四日市市教育委員会
	鈴鹿市教育委員会
	亀山市教育委員会
	津市教育委員会
	伊賀市教育委員会
	松阪市教育委員会
滋賀県教育委員会	長浜市教育委員会
	近江八幡教育委員会
	甲賀市教育委員会
	湖南市教育委員会
(京都府教育委員会)	宇治市教育委員会
	福知山教育委員会
大阪府教育委員会	箕面市教育委員会
	摂津市教育委員会
	門真市教育委員会
兵庫県教育委員会	芦屋市教育委員会
	宍粟市教育委員会
	朝来市教育委員会

○12指定都市

実施主体
横浜市教育委員会
川崎市教育委員会
相模原市教育委員会
新潟市教育委員会
浜松市教育委員会
名古屋市教育委員会
京都市教育委員会
大阪市教育委員会
堺市教育委員会
神戸市教育委員会
広島市教育委員会
北九州市教育委員会

○14中核市

実施主体
郡山市教育委員会
船橋市教育委員会
八王子市教育委員会
横須賀市教育委員会
長野市教育委員会
豊田市教育委員会
豊橋市教育委員会
岡崎市教育委員会
大津市教育委員会
豊中市教育委員会
姫路市教育委員会
松山市教育委員会
久留米市教育委員会
長崎市教育委員会